平成２６年（フ）第１５１３号
名古屋市南区北頭町３丁目13番地　北頭第二住宅１棟202号、従前の住所愛知県常滑市本郷町４丁目139番地　リプリエール21　301号室
債務者　稲垣トシコ
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４９８号
北海道恵庭市中島町１丁目６番地８　センターヒルⅡ―203号
債務者　小笠原　誠
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３７号
札幌市白石区菊水上町４条２丁目136番地４サンブライト３―101号
債務者　服部麻由加（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５４６号
札幌市白石区南郷通６丁目北５番24号　コーポシャロン202号
債務者　田澤　秀彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５５号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番18―306号
債務者　松井　勝美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６１号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番５―504号
債務者　山口　暢子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７７号
札幌市豊平区水車町８丁目４番１―101号
債務者　太田健士郎
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７９号
札幌市西区平和３条７丁目９番41号　ブルーベリー37―102号
債務者　猪野　光希
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８４号
札幌市東区北23条東16丁目３番23号　東豊ハイツ102号
債務者　渡邊　繁光
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９７号
札幌市東区本町２条７丁目２番22号　メモリアルハウス101号
債務者　本橋　裕一
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６９８号
北海道石狩市花川北１条２丁目42番地
債務者　加藤　正博
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１３号
札幌市白石区北郷６条４丁目２番２号
債務者　伴　　道代
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３２号
札幌市白石区南郷通９丁目北５番１―101号
債務者　山口　順子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３４号
札幌市中央区南13条西13丁目２番32―206号
債務者　盛　　若菜
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４６号
札幌市清田区真栄２条２丁目10番26号
債務者　林　　俊秀
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７１号
札幌市白石区北郷８条４丁目７番12号　ホーリネス翼202号
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８２号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目４番18―206号
債務者　西岡　りり
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部